

Q : 12 『ゴルフツアー』コンペの賞品は景品か

当社企画実施の「ゴルフツアー」で、コンペを実施し賞品を差し上げたいと考えております。賞品の内容は、「優勝」、「準優勝」、「第三位」、「ベストグロ」、「ブービー」、「ドラゴン」、「ニアピン」に加え「参加賞」も用意します。

旅行代金は、お一人 50,000 円（交通費、宿泊代、夕食、朝食、グリーンフィーを含みます。）で、その他にコンペ参加費としてお一人 5,000 円を集め、賞品代、パーティー費用の一部に充てようと考えています。

この場合、ゴルフコンペの賞品は景品になりますか。また、当該企画に当たって注意する事は何か教えてください。

A :

ゴルフ旅行の参加者に対して提供する賞品等は、旅行に参加という取引に付随して提供される経済上の利益であり、景品類に該当します。その場合、景品類を提供する相手方をゴルフコンペという競技の優劣で決める方法をとっていますので「懸賞の方法により景品類を提供する」こととなり、一般懸賞の規制の内容が適用されます。

① 提供する景品類の最高額は、取引価額（旅行代金）が 5,000 円以上ですので 10 万円です。

②提供する景品の総額は取引予定総額の 2%以内に制限されています。この旅行の募集人員によって提供できる景品類の総額が決定します。

なお、優勝、準優勝、3位、だけでなくすべての賞（参加賞も含む）を合算して計算しなければならず、さらに今回のツアーは旅行代金のほかにコンペ参加費として 5,000 円を集金しており取引予定総額は 55,000 円×募集人員で×2%以内が提供できる景品の範囲となります。

※景品付き販売における取引価額の要件に

- ・購入者を対象として、購入額に応じて景品類を提供する場合は当該購入額を取引価額とする。
- ・価格の異なる複数の商品の購入者を対象とする場合には、そのうちの安い価格を取引価額とする。

という決めがありますので、このゴルフツアーの「あらかじめ明示した参加旅行者の条件」がどうなっているのかを確定する必要があると思います。ツアー参加者は必ずコンペに参加する、という条件にしていれば取引価額は 55,000 円となります。

【規約第3条（1）関係、規則第4条、運用基準6】

また、ゴルフツアーの旅行代金にはキャディーフィー、カート代、ロッカー代諸経費等を含めなくてもいいですが、これらのゴルフツアーに必要な経費は、旅行代金に近接してすべて明瞭に表示してください。

パンフレットの表紙（チラシを含む）に旅行代金（「最低～最高」表示を含む）を表示するときは、キャディーフィー、カート代、ロッカー代諸経費等該当コースの現地現金払い分の項目と金額（2人～4人分全部）を旅行代金に近接して明瞭に表示し、ことさら旅行代金が安価であるような誤認を与えることの無いようにしてください。

【表示規約第5条（7）関係、規則第6条（1）ケ】